

岐阜保健所による感染対策指導のポイント 再拡大を阻止するため次の3つの取組みをしてください

日頃から、感染拡大防止にご尽力いただき、心から感謝します。

さて、新型コロナウイルス感染症は、岐阜地域の社会福祉施設においても昨年11月から今年1月にかけて、深刻な感染拡大をみせました。

今後、春の厳重注意の時期を迎えるにあたり、「再拡大を阻止」するため岐阜保健所からの依頼事項をお知らせしますので、取組みをお願いします。

令和3年3月22日 岐阜県岐阜地域福祉事務所

その1:体調不良の時は、適切に休み、診療を受けましょう

施設で、症状が消失したため問題ないと自己判断し、勤務を続けたことで、感染拡大したケースがあります。

- ・症状があれば出勤を控え、検査を受けましょう。
保健所にご相談いただければ診療・検査医療機関を紹介します。
- ・出勤日の体調だけでなく、休日の体調不良時も職場に報告し受診しましょう。
- ・家族に症状がある場合は、早めに受診してもらいましょう。

その2:介護中は感染リスクを高める行為に注意しましょう

施設で、食事や入浴介助の際、職員がマスクを外したことで感染拡大したケースがあります。

- ・介助中はマスクをしましょう。(利用者と一緒に食事をしないこと。)
- ・飛沫やエアロゾル(細かい飛沫)が出やすいレクリエーション(カラオケなど)はやめましょう。

その3:岐阜保健所の調査にご協力ください

感染が発生したとき、感染拡大を防止するためには、すみやかに保健所で濃厚接触者等を確定することが重要となります。

施設では、感染発生時、すみやかに次の①・②を保健所に提出できるよう日頃からご準備をお願いします。

①利用者・出勤者名簿【氏名・生年月日・性別・住所・電話番号】

発生時、保健所において、濃厚接触者等をすみやかに特定できるよう日頃から、ご利用日ごとの名簿の作成をお願いします。

②フロアごとの平面図や食事の配席図

発生時、保健所において、感染者の利用場所等をすみやかに確認できるようフロアごとの平面図のご準備をお願いします。

また、食事の席は固定にいただき、配席図の準備もお願いします。
入所施設では、居室の番号を平面図に記載してください。

全ての職員に感染対策の注意喚起をお願いします。

